件 名	松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介
111 24	護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る
	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一
	部を改正する条例
主 管 課	保険課
関係課	なし
改正対象	松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介
以 正 內 家	護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る
	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成
	26年松前町条例第17号)
 根拠法令等	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部
TAKE A 11 4	を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号。以下「改正省令」とい
	う。)
 改正理由	令和3年度の介護報酬に係る改定が行われることに併せ、改正省令第
AT.T.	5条により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
	予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
	の一部改正が行われたことに伴い、次の改正を行う。
改正の主な	1 感染症対策の強化
内容	2 業務継続に向けた取組の強化
	3 ハラスメント対策の強化
	4 会議や多職種連携における ICT の活用
	5 利用者への説明・同意等に係る見直し
	6 記録の保存等に係る見直し
	7 運営規程等の掲示に係る見直し
	8 高齢者虐待防止の推進
	9 介護保険等関連情報を活用しながら、介護サービスの質の評価を行
	い、質の高いサービスの提供を推進
施行日	令和3年4月1日
【その他参考事項】	